

# 少年法の適用年齢引き下げには 反対です！ ～少年法現場からの訴え～

## 18・19 歳の少年たちのプロフィール

「それまでは「学校」という枠組みの中でなんとかやってきたけれど、高校を卒業して、社会に足を踏み出したとたん、挫折したり、背伸びしたりして、はみ出してしまうのです」

「小学校高学年、中学生の頃からうまく社会に適応できなくなっていった子が、同世代の友達が大学に進学したり、社会人として働き出すのを見て、焦りを感じることで事件の背景にあります」

「交通事故などでは、「普通の子」が初めて家裁に来ることがあります。18歳になり、できることが広がっても、それに伴う重さを感じていない。自分の行為と向き合うプロセスが必要なのです」

少年事件の現場で、家裁調査官などの家裁職員が会う18・19歳の少年たちは、そんなプロフィールを持っています。

家裁の手続きを通して、あるいは、その後の教育的措置を受けて、外からの適切な働きかけを受けた少年たちは、自らの非行の重大さに気づき、考え方を変えていきます。

特に、18・19歳は就職や進学など、自立に向けた人生を歩き始める時期と重なるため、少年たちは周囲の働きかけで大きく変化します。そうした、「成長の時期」だからこそ、少年法の手続きが有効なのです。

だから…

**「少年法の現場」にいる裁判所職員は、少年法の適用年齢を18歳未満に引き下げることには反対です。**

## 本当の厳しさとは？少年法は甘くはない

### 成人では起訴されない事件も対象

成人の場合、検察官が訴追するか否かを判断する「起訴便宜主義」がとられているため、犯罪の嫌疑があっても、軽微な事案等は起訴されずに終わります。

一方、18・19歳の少年の一般事件のうち6割以上は、放置自転車の横領や万引きなどの軽微な事案ですが、少年法では「全件送致主義」（すべての事件が家庭裁判所に送致されるという考え方）がとられているため、軽微な事件でも家庭裁判所の手続きを受けることになります。

### 「罰金で終わる事件」で少年院送致も

また、成人の場合、起訴されても軽微な事案は略式裁判（罰金）になり、正式裁判でも事案によっては、執行猶予で終わることもあります。裁判で実刑になるケースは、起訴された事件の2割程度です。

一方、少年事件では、成人とは異なり、非行事実のみではなく、要保護性（再非行に及ぶ危険性や保護処分の必要性など）についても考慮した上で処分を決定するため、成人では実刑とならないような事件で少年院に送致されることもあります。

### むしろ「厳しい」ケースも

こうした違いがあるのは、少年法の手続きが、刑事事件の手続きとは目的が異なり、少年の更生のための手続きだからです。

少年法はけっして「少年だから、甘くしよう」という法律ではありません。手続きの対象となる少年たちにとっては、むしろ刑事手続きよりも「厳しい」ものになっています。

## 少年法の仕組みの中で、二重三重に施される教育的措置

### 家庭裁判所の教育的役割

非行を犯した少年は家庭裁判所に呼び出されて、調査官の調査を受け、裁判官から審判廷で指導を受けます。

家裁調査官の調査は、処遇を決めるための手続きですが、それまでの生育歴や周りの環境なども考慮しながら、少年たちと直に向き合います。その過程を通して、少年たちも自分の非行を振り返り、再び非行をしない方法を考えたり、非行が社会に及ぼす影響を具体的に学んでいきます。

家庭裁判所では少年に社会奉仕活動や事件内容に応じた講習を受講してもらうことも多く、その参加態度を見た上で処分の内容を検討しています。

以下は家庭裁判所が実施している教育的措置の一例です。

- ・ 繁華街や海岸などでの清掃活動、介護施設での奉仕活動
- ・ 万引き被害を考える教室
- ・ 交通事故講習
- ・ 薬物講習

また、少年審判手続には、「試験観察」という制度があります。保護処分を決めるために必要がある場合、一定期間、家裁調査官が教育的な働きかけや調整を行ったり、委託先が少年の身柄を預かって教育等を行ったりします（補導委託）。

### 8割以上が教育的な働きかけを受ける

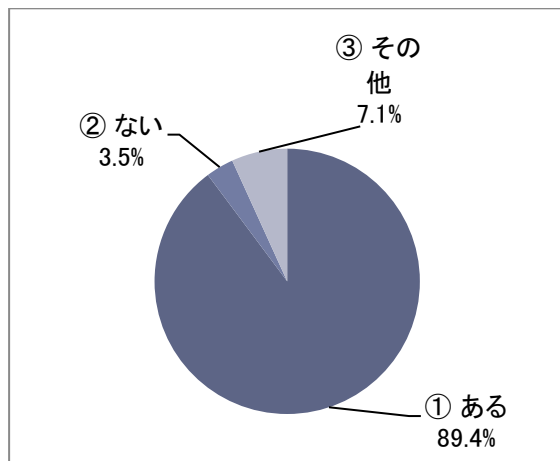
審判の結果、少年院送致になれば、少年院での矯正教育の対象となり、保護観察であれば、少年は保護司等の監督を受けながら生活をするようになります。また、保護観察や少年院送致などの保護処分を受けずに手続が終わる「審判不開始」、

「不処分」であっても、8割以上が教育的な働きかけを受けます。

このように、少年法にもとづいて、二重、三重に教育的な措置がとられるよう、人的指導態勢が整えられているのです。

なお、少年審判手続は非公開です。少年の将来の更生を妨げないよう、少年の個人情報も基本的には非公開です。しかし、被害者に一方的に不利ということではなく、配慮制度が利用できる被害者は、一定の条件のもとで少年の氏名、住所などの情報を得ることができます。

18・19歳の少年の立ち直りの可能性を実感したことはありますか



(全司法が家裁調査官対象に行ったアンケートから)

## 少年犯罪と向き合うために本当に必要なことは？

### 「凶悪化」の問題ではない

少年事件が「増加している」、あるいは「凶悪化が進んでいる」と話題にされることがあります。しかし、実際には、少年事件は年々減少しており、特に凶悪事件の減少は目立っています。

また、少年の事件であっても、事案によっては成人と同様に刑事事件となり、殺人

などの重大な結果を引き起こした場合は、死刑になることもあります。

今回、少年法の適用年齢の引き下げが議論となっていますが、その対象となるのは「世間の耳目を集める凶悪事件を起こした少年」ではなく、「万引き等の一般的な事件を起こした少年」です。

### 18・19歳での働きかけはきわめて重要

少年法は「少年の健全育成」を目的にした法律で、非行を犯した少年を教育して、社会の一員として迎え入れるという大きな役割を果たしています。

同時に再非行を防止する役割も持っており、未だ可塑性に富む若年層が対象であることから、犯罪を未然に防ぐ「社会防衛」策としても重要な役割を担っています。

家裁職員が現場で出会う18・19歳は、社会に一歩足を踏み出す時期の少年たちで、本人の更生のうえでも、再犯防止のうえでも、この年代での外からの働きかけは、きわめて重要な意味を持っています。

したがって、この年齢層を少年法の手続きの対象から外すことになる適用年齢引き下げには利点はなく、むしろ弊害が大きいものだと私たちは考えます。

### 家裁職員の声

「大人になることが要請されていない(17歳以下の)少年と、18・19歳で大人になって独り立ちすることが求められている少年とでは、発達の度合いに大きな差がある」

「年長少年の方が事件の責任を正しく受けとめられる場合もあり、自分の問題性を正しくとらえて、改善、更生意欲を持つことも多い」

「成人に近い少年の方が「いつまでも馬鹿なことをやってられない」との思いもあり、立ち直っていく率が高い」

(全司法が家裁調査官対象に行ったアンケートから)

## 「未熟さ」の中に「立ち直りの可能性」がある

少年司法の場において、少年たちに関わる家庭裁判所調査官や書記官は、18・19歳の少年の「未熟さ」や「立ち直りの可能性」を目の当たりにすることが多くあります。ここでは、具体例を交えて紹介します。

### ○ 少年の「未熟さ」

少年は未熟さゆえに非行に及ぶことが多く、その背景には、少年自身の資質の問題だけでなく、家庭、学校、地域など、育ってきた環境が大きく影響しています。十分な保護を受けずに育った少年は、内面的な成長が遂げられず、18・19歳であっても、精神的成熟は中学生や高校生程度の少年が多いのが実感です。「未熟さ」の具体例を挙げてみました。

◇状況判断が的確にできず、インターネットを主体とする不確かな情報に踊らされたり、先を見通すことが甘かったりして、選択を誤りやすい。

◇19歳少年で、幼い頃から離婚した父母の紛争の間に立たされ、どちらにも良い子を演じようとしてきたことが非行につながっていたことがあった。

◇適切な意思疎通の方法が学べない環境の中で育ったために、自分の意見を言えなかったり相手に受け取りにくい形で主張したりするため、周囲とうまくいかず、仕事が続きにくい。

### ○ 少年の「立ち直りの可能性」

少年は、少年審判手続きを受けたり、その後に教育を受けたりする中で、自らの非行の重大さに気づき、考えを変えていきます。特に、18・19歳は、自立に向けて人生を歩き始める時期とも重なるため、大きく変化します。ここでは、家庭裁判所調査官が感じた少年の「立ち直りの可能性」について挙げてみました。

◇小売店の店長から万引き被害について聞いた18・19歳少年が、「1個盗まれても元を取るために数十個売らなければいけないことが分かった」、「お店の人が万引き被害に苦しみ、精神的に追い詰められると知った」などの感想を述べ、自分の行為の影響の大きさに気付いていた。

◇高校を中退して、低調な生活を送っていた19歳少年が、試験観察となった結果、高卒認定試験に通り、大学進学を果たすまでになった。

◇19歳で少年院に行った少年に、後日、動向観察(少年院にその後の状況を確認しに行くこと)で会いに行くと、自分の問題など、鑑別所では認められなかったことに向き合え、言葉にできるようになっていた。

◇19歳で初めて鑑別所に入った少年が、資質に偏りのあることが新たに分かり、本人も保護者もそのことへの理解を深めた上で、更正の方向性を探ることができた。

## 全司法労働組合

〒102-8651 東京都千代田区隼町4-2 最高裁判所内

電話：03-6272-9810 FAX：03-3239-4515

E-mail mail@zenshiho.net

<http://www.zenshiho.net>